



自由にものを言いたい
監視されたくない
わたしたちは犯罪者?



「もの言う」自由を守る会

ニュース 6号

2017年6月5日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす

「もの言う」自由を守る会

<http://monoiujiyu-ogakijimdo.com/>

☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

4月22日、第2回総会 100名参加

—権力による支配の手口は「分断、包摂、孤立、弾圧」—

2017年4月22日、「もの言う」自由を守る会の第2回総会が開かれ、会場一杯の100名の参加がありました。山田秀樹弁護団長が「大垣警察市民監視事件から見える共謀罪の現実」と題して記念講演を行いました。

山田弁護士は、シーテック社作成「議事録」から、警察が「目を付けた」人物を長期にわたって監視し続けている実態が読み取れることを示し、そうした市民監視が常態化・合法化されてしまうことになる、と「共謀罪」の危険性を指摘しました。権力は、人々を分断し、一方を包摂し、他方を孤立化させ、最後には少数者を徹底的に弾圧する…だからこそ、憲法によって基本的人権や自由が守られている今のうちに、共に手を携えて闘おう、と力強く呼びかけました。



皆さまに
お願い

- ① 会員になって下さい
- ② カンパを集めて下さい
- ③ 裁判を傍聴して下さい
- ④ 署名を集めて下さい
- ⑤ 学習会を開いて下さい

- ① ② 振込先 (ゆうちょ銀行振替)
記号番号 = 00800-0-216504
加入者名 = 「もの言う」自由を守る会

- ④ 署名第一次集約 2017年6月30日
- ⑤ 事務局にお問い合わせ下さい。

総会では、(1) 年会費は、「〇口」をなくし、「個人1000円、団体3000円」としました。年会費相当分を超える分はカンパとして取り扱わせて頂きます。(2) 会の共同代表として、稲葉當意さんと横山文夫弁護士を選出しました。

総会后、有志で、大垣駅前で「共謀罪反対！」のプラカードを掲げての宣伝行動を行いました。



《「公」とは何か》

大垣警察市民監視違憲訴訟が問う現今の状況は深刻です。国家は、一人ひとりの心を監視し「もの言う」自由を認めないことによって、国民を戦争へと動員するのです。「共謀罪」の問題性を多くの人と共有する必要があります。

『もの言う』自由を守る」という時、改めて憲法に学び、「もの言う」立場を確かめ、「もの言う」ことの内容を豊かにしたいと感じます。そのことを通して、「公共安全と秩序の維持」を名目に市民運動をつぶそうとする公権力に、「公」とは何かと問うていきましょう。



稲葉當意 (真宗大谷派信願寺住職) 神戸町

《支援と包囲の輪を飛躍的に広げよう》

戦後の日本に定着してきた大陸法系の罪刑法定主義を否定する形で、政府自民党が中身も整合性もよく検討することもなく持ち出してきた英米法系の「共謀罪」なるものが、日本においては戦前の警察国家と隣組に似た監視密告社会の再来を目指すものであることが、益々明確になりつつあります。この中で公安警察の果たす役割は中核に位置付けられます。

日本国憲法で保障された思想信条の自由(19条)、表現の自由(21条)の行使である「ものを言う自由」、「ワイワイガヤガヤ議論する市民の日常生活」を敵視し、密かにそしてあるときは公然と調査監視し、正当な住民運動への弾圧を策動する、公安警察が今回していた行為は、憲法の法体系の下では明らかに違法な活動であり、許してはならないものです。

私たちは、憲法で保障された人権、自由を擁護し、ものを言う市民の生活を守り、違法な公安警察の活動の実態を明らかにしつつ、大きく包囲糾弾していく輪を飛躍的に広げていきましょう。



横山文夫 (弁護士・長良橋通り法律事務所所長) 岐阜市

5月17日 第2回口頭弁論 100名超が傍聴希望

— 裁判長＝「認否しない、ということであれば、調書にとります」 —

5月17日、岐阜地裁で第2回口頭弁論が行われました。この日も大勢の方が傍聴に詰めかけて下さいました。「共謀罪」の衆院法務委での強行採決が秒読みとなっている、という時期でもあり、入廷前に歩道に集まって下さった方々と一緒に「共謀罪 NO」のプラカードを掲げました。

傍聴席の少ない法廷しか準備して貰えず、入れなかった方には、報告集会会場で動画を見ながら、待つて頂くことになってしまいました。次回からも「法廷と並行する集会」をもっていきますので、懲りずに傍聴においで下さるようお願い申し上げます。



法廷では、被告の認否を強く促すように裁判所に求める原告第1準備書面が



陳述され、原告・松島勢至さんの意見陳述、原告代理人・小林弁護士によるこの裁判を憲法で保障された表現の自由の問題であることをしっかりと受け止めて欲しい、という意見陳述が行われました。4月に交代した裁判長は、被告に対して、次回までに認否を明らかにするようにと告げ、「認否しないのであれば

ればその旨を調書に記載します」と強く促しました。認否しないまま逃げ切る、という被告の方針は、裁判長には通じなかったようです。次回までに、被告がどう出てくるのか、大変、興味深いです。

③ 次回口頭弁論 7月12日(水) 10時～ 岐阜地裁 304号法廷

— 9時30分に岐阜地裁前歩道にお集まり下さい —

「共謀罪」の先取り事例として、全国で注目されています

今、マスコミ(新聞、雑誌、TVなど)にも連日のように採り上げられています。取材も多く、学習会の依頼や発言要請も殺到しています。

TVでオンエアされた番組の録画DVDの貸し出しもできます(著作権の関係で限られた範囲での視聴に限ります)。必要な方は事務局にご連絡下さい。

松島勢至さんの原告意見陳述要約



私は緑に囲まれ自然豊かな上石津を愛し、終焉の地
と思い定めています。

その上石津に風力発電建設の話が出てきました。私
は以前から風力発電の問題について若干の知識があり
、大変なことだと思い、私と原告の一人である三輪さ
んと企画して、自主的に勉強会を4回開催しました。

そして2014年7月24日の朝日新聞朝刊に警察とシーテックとの意見交換会の
ニュースが一面トップで報道されました。

その後、証拠保全により警察とシーテックとの意見交換の議事録を手に入れ
全部を読んだところ、あろうことか、私たちのことを監視して得た情報を、開
発業者であるシーテックに提供していたのです。情報が漏れたのではなく、警
察が提供したのです。その内容は、意見交換と称して、シーテックに私たちの
ことを過激派でもあるかのような意識を植えつけ、危機感を煽っているように
しか思えません。市民運動つぶしを指南していたのです。

計画されたのは私の家の裏山です。風車が建てば、いろんな被害（特に超低
周波）が予想され、住めなくなる可能性があります。私自身を含め同じ地域に
住む人達の生活といのちを守りたいという思いから勉強会を始めたのです。そ
の行動を何故監視されなければならないのでしょうか。

このたびの警察の行為は、仏の願いを我が願いとして生きようとしている真
宗大谷派僧侶としての私の生き方を否定し侵害するものと受け止めています。
よって、今回の裁判は、私の生き方を確保するための闘いだと思って臨んでい
ます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

「大垣警察市民監視違憲訴訟 基本資料集」を作成しました

この訴訟に至る経緯・「議事録」・訴訟（要約）被告答弁書（抜粋）を
掲載した「基本資料集」－16ページ、一部カラー－を作成しました。頒
価1冊100円ですが、学習会などで活用される場合は、無料配布も含め
てご相談に応じます。事務局にお申し出下さい。

大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす
「もの言う」自由を守る会

☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>